

7 財情報第 1835 号
令和 7 年 1 月 22 日

各評価機関 御中

東京都福祉サービス評価推進機構
公益財団法人東京都福祉保健財団
福祉情報部長 渡部 裕代

東京都福祉サービス第三者評価における生成 AI の利用に係る留意事項について

平素より東京都福祉サービス第三者評価事業の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。さて、近年、AI 技術が急速に発展・普及しており、その利便性から、東京都福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）における事前分析や報告書作成での利用も想定されます。一方で、生成 AI の利用には、個人情報の漏洩、情報の正確性、著作権、倫理的な課題など、慎重に取り扱うべき多くの懸念事項が存在します。

つきましては、第三者評価の信頼性・公平性を確保し、事業所及び利用者の権利を擁護する観点から、第三者評価業務において生成 AI を利用する際の留意事項を別紙のとおりまとめました。

第三者評価業務において生成 AI を利用する際は、本通知の趣旨を御理解のうえ、各評価機関において、必要な措置を講じた上で、適切に御利用くださいますようお願いいたします。

【本件に関する問合せ先】

東京都福祉サービス評価推進機構
電話番号：03-3344-8515
メールアドレス：hyoka@fukushizaidan.jp

福祉サービス第三者評価における生成AIの利用に係る留意事項

1 基本的考え方

東京都における福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）においては、評価者が、利用者調査の実施から評価結果報告書の作成までを一貫して行うことが必要であるが、評価業務の効率化のために、利用者調査・自己評価の集計・分析業務、評価結果報告書の作成過程の一部で、生成AIを活用することは差し支えない。

ただし、生成AIの利用に当たっては、国等が発する最新のAIに係る事業者向けのガイドライン等を踏まえ、評価機関の責任において、必要な対策を講じる必要がある。

2 利用に当たっての留意事項

国等が発するAIに係る事業者向けのガイドラインに示された事項等を順守して利用する。

なお、第三者評価の実施に当たっては、特に、下記の点について留意することとする。

- ① 生成AIの利用ルールを策定するとともに、必要なセキュリティ対策を講じること
- ② 第三者評価では、対象となる福祉サービス提供事業者（以下「事業者」という。）の経営情報や個人情報等を取り扱うことを踏まえ、評価機関において、生成AI利用に係るリスク等について十分検証し、入力データが学習目的で利用されないもの等の安全性が確保された利用環境を確保すること
- ③ 評価者が適切なAIリテラシーを身に付け、評価機関が定めた利用ルールを正しく理解して使用できること
- ④ 評価機関は、生成AI利用の範囲及び方法並びに利用ルールについて、事業者に事前に説明すること
- ⑤ 事業者が公表していない経営情報や個人情報等の機密性の高い情報は入力しないこと
- ⑥ 既存の著作物（評価結果報告書を含む）に類似する文章の生成につながるようなプロンプトを入力しないこと
- ⑦ 出力結果については、事実誤認や著作権侵害の有無、評価内容としての的確性等を必ず確認し、必要な加除修正を行うこと
- ⑧ 評価機関は、第三者評価における生成AIの利用状況について事業者に報告すること

3 その他

生成AIによる出力結果について確認を行わない場合は、手法違反に該当する。

また、生成AIの利用に関連して生じた著作権侵害や情報漏洩の事故等に対し適切な対応を行わないときは、「評価機関としてふさわしくない場合」に該当するものとして、評価機関の認証取消の対象となる場合があることに留意すること。